

平成 27 年 12 月 28 日

各 位

会社名 カワセコンピュータサプライ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 川 瀬 康 平  
(コード 7851 東証第 2 部)  
問合せ先 最高財務責任者 梶 山 伸 夫  
(TEL 06-6222-7474)

## 内部統制報告書の訂正報告書の提出に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 12 月 16 日付「過年度有価証券報告書等の訂正報告書及び訂正決算短信等の訂正報告書提出に関するお知らせ」において公表いたしましたとおり、平成 27 年 12 月 16 日に、過年度の有価証券報告書等の訂正報告書を近畿財務局長へ提出し、過年度決算短信（訂正版）についても公表いたしました。

また、これと併せ、金融商品取引法第 24 条の 4 の 5 第 1 項に基づき、「内部統制報告書の訂正報告書」を提出いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

### 記

#### 1. 訂正の対象となる内部統制報告書

第 56 期	内部統制報告書	(自 平成 22 年 4 月 1 日	至 平成 23 年 3 月 31 日)
第 57 期	内部統制報告書	(自 平成 23 年 4 月 1 日	至 平成 24 年 3 月 31 日)
第 58 期	内部統制報告書	(自 平成 24 年 4 月 1 日	至 平成 25 年 3 月 31 日)
第 59 期	内部統制報告書	(自 平成 25 年 4 月 1 日	至 平成 26 年 3 月 31 日)
第 60 期	内部統制報告書	(自 平成 26 年 4 月 1 日	至 平成 27 年 3 月 31 日)

#### 2. 訂正の内容

上記の各内部統制報告書の記載事項のうち、3【評価結果に関する事項】を以下のとおり訂正いたします。

なお、第 58 期、第 59 期、第 60 期の訂正内容は、以下の第 57 期と同一内容ですので、記載を省略しております。

訂正箇所には下線\_を付して表示しております。

(1) 第 56 期 内部統制報告書 (自 平成 22 年 4 月 1 日 至 平成 23 年 3 月 31 日)

#### 3【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、重要な欠陥に該当すると判断いたしました。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

## 記

当社は、平成 28 年度 3 月期第 2 四半期の決算手続において、営業取引の一部に不明瞭な取引が発覚し、当社と利害関係を有しない社外の専門家で構成される第三者委員会を設置し、調査を行った結果、架空取引による不適切な売上高及び仕入高が判明いたしました。このため、平成 27 年 12 月 16 日付で、平成 23 年 3 月期から平成 27 年 3 月期までの有価証券報告書及び平成 23 年 3 月期の第 2 四半期から平成 28 年 3 月期の第 1 四半期までの四半期報告書の訂正報告書を提出いたしました。

かかる不適切な会計処理が行われた主な原因は、以下のとおりと認識しております。

- (1) 売上唯一主義の風潮
- (2) コンプライアンス遵守に対する意識の欠如
- (3) モニタリング体制の脆弱性
- (4) 業務プロセスに係る内部統制の形骸化
  - ① 受注承認・売上承認の形骸化と網羅性の欠如
  - ② 外注先への発注手続の形骸化
  - ③ 入金承認業務の形骸化

以上の財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすことになり、重要な欠陥に該当するものと判断いたしました。

上記事実は当事業年度末日後に発覚したため、当該不備を当事業年度末日までには是正することができませんでした。

当社は財務報告に係る内部統制の不備を改善するため、以下の是正処置を実施してまいります。

- (1) 売上唯一主義の是正
  - ① 売上及び収益性を総合的に評価する体制に是正
- (2) コンプライアンス遵守に対する意識の向上
  - ① 不正取引に一切関与しない旨の宣言
  - ② 財務報告に関する基本方針の全役職員への周知徹底
  - ③ 全役職員に対するコンプライアンス研修の実施
- (3) 日常的モニタリング体制の強化
  - ① 社長直轄の業務管理部の設置
  - ② 取引先通報窓口の設置

#### (4)業務プロセスに係る内部統制の強化

- ①受注・売上承認時の取引関連証憑の入手及び証憑確認後の承認の徹底
- ②外注先への発注時の選定方法の厳格化及び購買業務規程の見直し
- ③入金承認業務の強化及び販売先と入金先が異なる場合の事前承認手続の徹底

なお、当事業年度末日時点において重要な欠陥に起因する必要な修正は、第三者委員会の調査等によって特定され、すべて訂正後の財務諸表に反映しております。

(2) 第 57 期 内部統制報告書 (自 平成 23 年 4 月 1 日 至 平成 24 年 3 月 31 日)

#### 3 【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

### 記

当社は、平成 28 年 3 月期第 2 四半期の決算手続において、営業取引の一部に不明瞭な取引が発覚し、当社と利害関係を有しない社外の専門家で構成される第三者委員会を設置し、調査を行った結果、架空取引による不適切な売上高及び仕入高が判明いたしました。このため、平成 27 年 12 月 16 日付で、平成 23 年 3 月期から平成 27 年 3 月期までの有価証券報告書及び平成 23 年 3 月期の第 2 四半期から平成 28 年 3 月期の第 1 四半期までの四半期報告書の訂正報告書を提出いたしました。

かかる不適切な会計処理が行われた主な原因は、以下のとおりと認識しております。

- (1)売上唯一主義の風潮
- (2)コンプライアンス遵守に対する意識の欠如
- (3)モニタリング体制の脆弱性
- (4)業務プロセスに係る内部統制の形骸化
  - ①受注承認・売上承認の形骸化と網羅性の欠如
  - ②外注先への発注手続の形骸化
  - ③入金承認業務の形骸化

以上の財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすことになり、開示すべき重要な不備に該当するものと判断いたしました。

上記事実は当事業年度末日後に発覚したため、当該不備を当事業年度末日までに是正することができませんでした。

当社は財務報告に係る内部統制の不備を改善するため、以下の是正処置を実施してまいります。

(1) 売上唯一主義の是正

① 売上及び収益性を総合的に評価する体制に是正

(2) コンプライアンス遵守に対する意識の向上

① 不正取引に一切関与しない旨の宣言

② 財務報告に関する基本方針の全役職員への周知徹底

③ 全役職員に対するコンプライアンス研修の実施

(3) 日常的モニタリング体制の強化

① 社長直轄の業務管理部の設置

② 取引先通報窓口の設置

(4) 業務プロセスに係る内部統制の強化

① 受注・売上承認時の取引関連証憑の入手及び証憑確認後の承認の徹底

② 外注先への発注時の選定方法の厳格化及び購買業務規程の見直し

③ 入金承認業務の強化及び販売先と入金先が異なる場合の事前承認手続の徹底

なお、当事業年度末日時点において開示すべき重要な不備に起因する必要な修正は、第三者委員会の調査等によって特定され、すべて訂正後の財務諸表に反映しております。

以 上